

長久手市の療育支援体制について（案）

令和2年12月

長久手市

【目 次】

- 1 長久手市の障がい児支援の基本理念・・・・・・・・・・ P 3
- 2 障がいのある子どもに対する本市の課題・・・・・・・・ P 4
- 3 障がいのある子どもに関する本市の基本計画・・・・・・・・ P 5
- 4 療育支援体制の整備
 - (1) (仮称)こどもの発達相談室の設置・・・・・・・・ P 7
 - (2) 児童発達支援センターの整備・・・・・・・・ P 11
- 5 今後の展望・・・・・・・・ P 12

はじめに

近年、全国的に出生数が減少する一方、障がいや発達に関する相談等は増加傾向にあり、障がい程度の重度化や多様化も指摘されているところです。

また、発達障がいや知的な遅れはないものの、学習面や行動面で困難さを抱えている児童についても増加傾向にあるなど、障がいのある児童等を取り巻く環境には対応すべき課題が山積している状況です。

こうした中、国は平成24年に児童福祉法を改正、平成25年には障害者総合支援法を制定し、これまで障がい種別で分かれていた施設・施策を統合して一元化を図るなど、障がいのある児童に対する支援策の強化を図ってきました。

こうした動きに対し、本市においてはこれまで、障がいのある児童への地域に根ざした療育を目的として、昭和49年に親子通園施設「すぎのこ教室」を開設したことをはじめ、乳幼児健診などを実施する中で、障がいのある児童の早期発見に努めており、1歳6か月児健診・3歳児健診事後教室「たんぽぽ教室」や市内保育園での障がい児保育の実施、また、平成26年度から「5歳児すこやか発達相談」、平成27年度から「障がい児相談支援事業」、また、平成30年度からは「基幹型相談支援センター」を開設するなど、療育支援体制の強化に取り組んできたところです。令和3年度には、主に就学前の児童を対象とする児童発達支援センターを開設し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行い、療育支援体制の充実を図り、地域社会への参加を促進していきます。

1 長久手市の障がい児支援の基本理念

平成28年に総合教育会議において定められた「長久手市教育大綱」の理念である「人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり ～自然共生 地域共存 多様性の尊重～」及び平成29年に厚生労働省が公表した「児童発達支援ガイドライン」の基本理念である「家族支援の重視」に基づき、支援体制を整えていきます。

(1) 自然共生

自然と触れ合う機会を増やし、自然の大切さ、命の尊さを学び自然との共生を図っていくように努めます。

(2) 地域共存

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ早期に保障する視点に立ち、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できるような環境づくりに努めていきます。

また、障がいのある子どもやその家族が問題に直面し、直接的な支援が必要なときには、地域で手を差し伸べられるような関係を築くことが重要です。市の児童発達支援センター及び(仮称)こどもの発達相談室(後述 P7)の運営については、できる限り地域の方と共存し、お互いが学び合い、お互いを敬う心、愛おしく思う心を育むことができるよう努めていきます。

(3) 多様性の尊重

障がいのある子ども本人の最善の利益の保障

児童福祉法第1条において「全て児童は、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されており、障がいのある子どもの支援を行うに際しては、その気づきの段階から、障がいの種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を保障することを目指します。

(4) 家族支援の重視

障がいがある子どもへの支援を進めるに際しては、その家族への支援を重視する必要があります。このため、家族の気持ちに寄り添い、利用者、運営者ともに心にゆとりを持てる環境づくりを行っていきます。

子どもの発達の状況に応じ、適切な環境の整備と療育支援サービスを早い段階で提供できるようにするとともに、今後の見通しを伝えることにより、保護者が更なる一步を踏み出せるよう支援を行っていきます。

2 障がいのある子どもに対する本市の課題

- (1) 子どもがその時々に必要な療育を受けないまま保育所・幼稚園小・中学校へと進み、それぞれのステージで困難さを感じたり、就労の段階に至って初めて壁にぶつかるといった状況も報告されており、障がいの早期発見、早期療育に加え、就園、就学、学齢期以降のさまざまなライフステージへの「つなぎ」の強化が求められています。
- (2) 適切な療育を望むものの、保護者にとって障がいや発達の遅れを受け入れることは大変困難なことです。早期療育が有効である一方で、保護者の障がい受容が課題となっています。
- (3) 医療的ケア児への対応も重要な課題となっているほか、保護者への支援や育児の負担軽減など家族へのサポートも必要であると考えています。
- (4) 上記(1)(2)(3)の課題に加え、障がいのある子どもに対して支援を行う事業所等の社会資源の不足、また、各施策間の連携が不十分であることも課題となっています。

こうした中、本市では老朽化が進んでいる上郷保育園、上郷児童館（児童クラブ室を含む）の建替えに合わせ、児童発達支援センターを農村環境改善センターの多目的広場（グラウンド）に整備する方針を固め、児童発達支援センターの運営に関する基本的な方針を検討するとともに、本市の療育支援体制の整備及び支援体制の根幹を担う（仮称）こどもの発達相談室（後述 P7）の開設等を進めています。

3 障がいのある子どもに関する本市の基本計画

本市では、第6次長久手市総合計画（2019年度～2028年度）を上位計画とし、「市民主体のまち」の実現に向けたまちづくりを進めています。また、令和元年度から5年間を計画期間とする「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」、平成27年度から6年間を計画期間とする「第3次長久手市障がい者基本計画」、さらに平成30年度から3年間を計画期間とする「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」を策定し、「令和3年度までに児童発達支援センターを整備する」ことを明記しました。

(1) 第6次長久手市総合計画（2019年度～2028年度）

【基本目標2 子どもが元気に育つまち】

[政策1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援]

[政策2 子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり]

[政策3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備]

- ・ 保健・保育・福祉・教育等の各機関が連携し、切れ目のない支援を行うことで、どのような状況にある子どもたちにも支援が行き届くよう取り組みます。
- ・ 相談体制の整備や、妊娠・出産・子育て等の関連情報を整理し、一元的に提供する仕組みづくりを行います。
- ・ 障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごすことができるための取組を推進します。また、市の療育施設として児童発達支援センターを上郷保育園や上郷児童館と一体的に整備し、支援体制の強化を図ります。

(2) 第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画（2019年度～2024年度）

【基本目標1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち】

[基本施策(2) 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり]

○ 保育所などへの巡回相談

【基本目標2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち】

[基本施策(4) いつでも相談できるまちづくり]

○ 児童発達支援センター整備事業

市の療育施設として児童発達支援センターを上郷保育園や上郷児童館と一体的に整備し、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。

[基本施策(5) 顔のみえるネットワークづくり]

○ 療育支援体制構築事業

保健・保育・福祉・教育等の機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を整備します。

(3) 第3次長久手市障がい者基本計画（平成27年度～令和2年度）

【重点施策5 乳幼児期からの療育支援体制の整備】

【重点施策6 各保育園等への巡回相談】

発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期（平成30年度～平成32年度）に整備します。

児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期（平成27年度～平成29年度）に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制を整備します。

(4) 第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

【基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり】

【障がいのある児童とその家族への支援の充実】

- 関係機関の連携及び（仮称）こどもの発達相談室の設置による療育支援体制の強化
- 発達相談業務の充実
- 巡回相談の実施
- 児童発達支援センターの整備・運営

障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるようにするため、医療機関、保健センター、保育所、幼稚園、相談支援事業所、障がいのある児童に関わる組織等のネットワークを構築し、切れ目のない療育支援体制を整備します。その根幹となる組織として、（仮称）こどもの発達相談室を設置します。また、就学前の児童が地域で必要な療育を受けられる機会を確保するため、児童発達支援センターの整備し、支援体制を強化します。

(5) 長久手市第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）

【基本的方向性】

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込み、さらに障がいの有無

にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、国の指針に従い以下のものを基本的方向性とします。

ア 児童発達支援センターの設置

障がいの「早期発見」、「早期療育」に加え、専門的機能を持ち地域における支援施設として、障害児通所支援等を実施する児童発達支援センターを設置します。市内事業所と緊密な連携を図り、重層的な通所支援体制を構築します。

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】 令和3年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	市内に1箇所

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】 令和3年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	市内に1箇所

4 療育支援体制の整備 別紙「(仮称)こどもの発達相談室を中心とした長久手市の療育支援体制図」を参照のこと

近年、特に障がいの早期発見、早期療育に加え、就園、就学、学齢期以降のさまざまなライフステージへの「つなぎ」の強化の重要性が指摘されています。適切に連携した施設や事業所等で早期療育を受け、就園、就学、就業等、ライフステージへの移行がスムーズに行われることで、障がいのある子どもの社会参加の選択技が広がるよう、関係機関や事業所が役割分担を明らかにし、適切な連携、支援をつないでいく仕組みづくりを目指していきます。

(1) (仮称)こどもの発達相談室の設置

児童発達支援センターは指定管理者による運営を基本方針としますが、出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制

を整備し、効果的に運営すること、また、児童発達支援センターの運営について最終的な責任を持ち、施設の設置者として適切なサービス提供が確保されるよう努めていく必要があることから、その根幹を担う部署として、新たに子ども家庭課内に「(仮称) こどもの発達相談室」を設置します。

ア こどもの発達相談室の運営

(ア) 対象者

0歳から20歳(福祉サービス利用者)

(イ) 実施場所

長久手市前熊前山173番地3
(児童発達支援センターに隣接)

(ウ) 運営方法

直営とする。

(エ) 職員配置

保育士 保健師 教育関係相談員
心理士 小児科医 事務職等

イ 「(仮称) こどもの発達相談室」の役割

(ア) 家族支援

子どもの発達を心配する家族からの相談を受け止め、障がいがあっても子どもの育ちを支えていける気持ちが持てるよう、適切な助言及び関係者、関係機関との連携による「家族支援」を行います。

【支援内容】

- ・子どもの発達上の課題についての相談の実施
- ・小児科医、臨床心理士等による発達相談の実施
- ・子どもに関する情報提供と定期的な支援の調整
- ・関係者、関係機関の連携による支援体制の構築
- ・関係者、関係機関による定期的な支援会議の開催

(イ) 地域支援

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所、幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の整備を進めるための「地域支援」を行います。

【支援内容】

- ・ 児童発達支援センター、保育所、幼稚園、学校等との連携
- ・ 巡回相談等の実施
- ・ 医療機関、保健所、児童相談所等専門機関との連携
- ・ 児童委員・主任児童委員等地域の関係者等との連携
- ・ 地域支援体制の構築のための会議の開催
- ・ 個別のケース検討のための会議の開催
- ・ 自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等への参加

(ウ) 児童を取り巻く問題解決に関する検討、研修の場の設定

0歳から20歳(福祉サービス利用者)までの者を対象とし、出生、保育所、幼稚園等への就園、小・中学校、高等学校への就学、就労といったライフステージの中で、発達の遅れや虐待等、子どもを取り巻く様々な問題に関する研修や検討する場を設定します。

(エ) 関係機関との連携

a 母子保健(保健センター)等との連携

子どもの発達支援の必要性は、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、健診事後指導教室(たんぽぽ教室)の利用等を通して気づく場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

b 医療機関や専門機関との連携

医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子どもが、医療機関(NICU等)から在宅生活に移行し、その後も生活を継続していくために、地域の保健、医療保育教育等の関係機関と連携した支援を行う必要があります。子どもの主治医等との連携の強化、さらには、子どもの虐待等により、福祉的な介入が必要なケースも想定されるため、市が設置する要保護児童対策地域協議会、児童

相談所との連携の強化を図っていきます。

c 保育所や幼稚園、学校、児童クラブ、学童保育所等との連携

子どもが成長し、児童発達支援センターから地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校や子どもの居場所の機能を持つ児童クラブ、学童保育所等に通所する際には、切れ目のない支援を継続するために、子どもの発達状況や障がいの特性等について情報共有を図り、円滑に支援が引き継がれるようにしていきます。

d 福祉関係各課、機関との連携

障がいという個性を持つ子どものみならず、複合的な課題を抱えている世帯(家族の疾病、生活困窮等)については、速やかに対応し、世帯の不安の軽減を図っていく必要があります。福祉課等関係各課や関係機関と連携し世帯全体の安定を図るよう努めます。また、子どもについては、長久手市基幹障がい者相談支援センターや相談支援事業所と情報共有を行い、福祉サービス事業所に通所できる体制を整えていきます。

e 児童発達支援センター・放課後デイサービス事業所等との連携

市内外の児童発達支援センターや児童発達支援事業所放課後デイサービス事業所等については、障がい種別、障がいの特性の理解や特性に応じた活動や支援方法を共有するとともに、困難事例については、合同で検討会議や研修を行い、お互いに助言し合いながら、適切な支援を行っていきます。

(オ) 各種相談事業の実施

a 一般相談の実施

保育士、保健師、教育関係者による一般的な相談の対応
電話、来所相談 適切な相談先へのつなぎ

b 専門相談の実施

小児科医、心理士による専門相談
相談結果と支援方針の決定

c 巡回相談の実施

(仮称)こどもの発達相談室職員と心理士等が児童の所属
先に訪問

対象児童の観察、関係機関職員、保護者からの相談対応
障がい児の早期療育の導入、環境整備のための助言

d 親子通園教室の実施

厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」に基づき、
「家族支援」の重視及び児童発達支援センターへの通所等の
「早期療育支援」のつなぎを実施するため、新たに親子通園
教室を開室します。なお、昭和49年に母子通園施設とした
開所したすぎのこ教室は、令和3年10月開所予定の児童発
達支援センターの開所に合わせ閉所します。

(2) 児童発達支援センターの整備

障がいの「早期発見」、「早期療育」に加え、専門的機能を有
する地域における支援施設として、障がい児通所支援等を実施
する児童発達支援センターを令和3年度に設置します。(仮称)
こどもの発達相談室、市内事業所との連携を図り、重層的な通
所支援体制を構築します。

(ア) 法律上の位置づけ

児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条で定められた
児童福祉施設の一つです。障がいのある就学前の児童のための通
所支援が児童発達支援であり、「児童を児童発達支援センターその
他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本
的な動作の指導や知能技能の付与、集団生活への適応訓練を行う」
施設と定められています。

(イ) 運営主体

指定管理者

(ウ) 事業内容

a 児童発達支援事業

身体に障がいがある就学前児童に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

(a) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前(0歳～5歳)の障がい児

(b) 運用定員

30人(1日あたり)

b 保育所等訪問支援事業

保育所等(学校含む)を利用中の障がい児等が、保育所等での集団生活のための専門的な支援を必要とする場合、相談員等を派遣して支援を行います。

対象者

保育所等、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた者(0歳～17歳)

c 職員配置

管理者 児童発達支援管理責任者 保育士 児童指導員
事務員 栄養士 嘱託医 看護師等

5 今後の展望

令和3年度、長久手市初となる障がい児通所支援施設ある児童発達支援センターの開設に合わせ、市直営の(仮称)こどもの発達相談室を中心とする療育支援体制を整備していきます。体制については、(P7)にお示ししたとおりですが、令和3年度4月に(仮称)こどもの発達相談室を開室し、一般、専門相談を開始する中で事例等を通じ、療育支援体制、関係機関等の連携、役割分担を強化し、切れ目のない支援が継続できるよう努めていきます。

長久手市の療育支援体制

令和 2 年 12 月発行

**発行： 長久手市子ども部子ども家庭課
長久手市障がい者自立支援協議会**

**住所： 〒480-1196
愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1**

電話： 0561—63—1111(代表)

「(仮称) こどもの発達相談室」を中心とした長久手市の療育支援体制図 (案)

R2. 12. 22 現在

